

中津川市教育委員会における教科書採択に係る会議録

日 時 令和8年7月8日（水） 午後1時30分～

場 所 本町分庁舎会議室①

出席委員 教育長 岩久 義和
委 員 橋本 あみる 三尾 和樹 山本 亮 田口 恵美子

事務職員 伊藤事務局長・花田教育次長（兼）学校教育課長・森事務局次長（兼）教育総務課長・中尾文化スポーツ部次長（兼）鉱物博物館長（兼）東山魁夷心の旅路館長・糸魚川教育施設課統括主幹・西尾教育研修所長・安江幼児教育課長・堀田発達支援センターつくしんぼ所長（兼）発達支援センターどんぐり所長・市川阿木高等学校事務長・青木生涯学習スポーツ課長（兼）少年センター所長（併）中央公民館長・小池図書館長（兼）蛭川済美図書館長・原文化課長（兼）市史編さん室長

会議日程 1 開 会
2 前回議事録の承認
3 教 育 長 報 告
4 議 事
5 閉 会

日程	議 事	件 名	結 果
第1	議第25号	令和9年度に使用する小学校及び中学校用教科用図書の採択について	承 認

■教育長 議事に入る前に、議事の公開の是非についてお諮りします。

議第25号につきましては、教科用図書採択の公正確保及び適正な審議環境の整備の観点から、非公開とすることが適当と思われます。したがって、中津川市教育委員会会議規則第17条第1項の規定により、非公開審議としたいと思います。いかがでしょうか。

〔 異議なし 〕

■教育長 異議なしと認め、議第25号の議事については非公開とします。

もう一点確認します。この議第25号の審議結果についても公開の是非についてお諮りたいと思います。中津川市の審議結果が東濃地区の他市、中津川以外の4市の審議に影響を与えることも考えられるため、審議結果については一定の期日まで非公開とする約束となっています。その期日の令和8年8月31日まで審議結果を非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

〔 異議なし 〕

■教育長 異議なしと認め、審議結果についても令和8年8月31日まで非公開とさせていただきます。

それでは、日程第1 議第25号「令和9年度に使用する小学校及び中学校用教科用図書の採択について」提案説明をお願いします。教育研修所長。

〔 事務局から資料に基づき説明 〕

■教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

■委員 今の説明は、令和8年度に決まったものを引き続き令和9年度も使用するという理解で間違いないですか。

■教育研修所長 はい。令和8年度のものを令和9年度も使用すると決定しております。

■教育長 教科書無償措置法の取決めについて説明してください。

■教育研修所長 教科書は採択されると4年間使用することになっています。小学校の場合、次年度の令和9年度が採択替えとなっており、令和10年度から新しい教科書使用です。中学校の場合、令和10年度が採択替えで、令和11年度からその教科書使用と決まっています。これに則って採択されています。

■委員 今は4年目ということですか。

■教育研修所長 はい、そうです。

■教育長 一度採択をしたものについては、基本的に4年間は継続して同一の教科書を使用するのが基本ルールです。万が一、採択した発行者が発行を続けられないなど、改めて審議する必要がある場合には、4年間のうちでも審議のやり直しをしますが、基本的に、一旦決めたものは4年間継続します。

■教育長 他はいかがでしょうか。

■委員 教科書全般に関してですが、教育長訪問等で学校にお邪魔すると、先生方はモニターや黒板を使ったりして教え、生徒はノートに書いたりプリントやタブレットなどたくさんのツールを活用しています。教科書には、すごく盛りだくさんの情報があることが分かります。教科書の利用率や利用方法等に変化はありますか。

■教育研修所長 ここに小学校2年生の算数の教科書があります。基本的にはこの教科書に沿って内容を教えることになっています。今、教科書の中を見てみますと、QRコードもかなり付いていますので、そういうものも活用しながら、どの学校もこの教科書に則って行なっております。ただ、学習者用のデジタル教科書などの様々なICTのツールも入ってきており、紙で見るよりも動画で見た方が分かりやすいものもあったりするので、それと併用して使い、より子供たちに分かりやすくなるように活用しています。

■教育長 昔のように、先生は黒板に書きながら、子供がノートをとるような感じではないです。モニターやタブレットを活用しているが、教科書を教えるのではなく教科書で教える。そうでないと社会科などでは教科書の中身を覚えるだけで終わってしまう。それではダメなので、教科書はあくまでも参考用の図書ということです。

■教育長 他はいかがでしょうか。

ご意見、質問等ございませんので、ご異議なければ議第25号については承認ということでよろしいでしょうか。

〔 異議なし 〕

■教育長 議第25号「令和9年度に使用する小学校及び中学校用教科用図書の採択について」は、原案どおり承認とします。